

社会生活基本調査の概要

社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及び自由時間等における主な活動の実態を把握し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に国（総務省統計局）が実施する統計調査（指定統計第114号）で、昭和51年10月の第1回調査以来、5年ごとに実施されており、今回（平成18年10月）の調査は7回目に当たる。

この報告書は、今般、総務省統計局が公表した統計結果から、福島県についてその主なものを取りまとめたものである。

1 調査の目的

社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及び「インターネットの利用」、「学習・研究」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」、「ボランティア活動」、「旅行・行楽」などの国民の自由時間における主な活動について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査日

調査は、平成18年10月20日現在によって実施された。ただし、生活時間の配分についての調査は、平日、土曜日、日曜日それぞれのデータを得るために、調査区ごとに、10月14日から10月22日までの9日間のうちから、連続する2日間を指定して調査している。

また、「インターネットの利用」、「学習・研究」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」、「ボランティア活動」、「旅行・行楽」のそれぞれについては、過去1年間の活動状況を調査している。

3 調査の範囲

平成12年国勢調査調査区のうち、全国で約6,700調査区（県内では118調査区）の地域に居住する世帯のうちから無作為に抽出された1調査区12世帯、合計約8万世帯（県内では1,416世帯）の10歳以上の世帯員が調査の対象となった。

4 調査の方法

調査は、総務大臣（統計局長）——都道府県知事——指導員（都道府県職員）——調査員——調査世帯の系統のもと、調査員が各調査対象世帯を訪問して調査票を配付し、後日取集する方法により行った。

5 集計及び結果の公表

集計は、総務省統計センターにおいて行われ、その結果は、総務省統計局が取りまとめ、公表している。

用語の解説

1日の生活時間に関する事項

この調査では、1日の行動を20種類に分類し、時間帯(15分単位)別の行動状況を(同時に2種類以上の行動をした場合は、主なもの一つ)を調査した。

行動の種類

20種類の行動を大きく3つの活動にまとめ、睡眠、食事など生理的に必要な活動を「1次活動」、仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動を「2次活動」、これら以外の各人が自由に使える時間における活動を「3次活動」とした。

1次活動	睡眠
	身の回りの用事
	食事
2次活動	通勤・通学
	仕事(収入を伴う仕事)
	学業(学生が学校の授業やそれに関連して行う学習活動)
	家事
	介護・看護
	育児
3次活動	買い物
	移動(通勤・通学を除く)
	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌
	休養・くつろぎ
	学習・研究(学業以外)
	趣味・娯楽
	スポーツ
	ボランティア活動・社会参加活動
	交際・付き合い
	受診・療養
	その他

活動時間

1日の活動時間は、一人1日当たりの平均時間数で、「総平均」及び「週全体平均」により記載。

- ・総平均…該当する種類の行動をしなかった人を含む全員についての平均
- ・週全体平均…次の式により曜日別結果を平均して算出した。
(月曜日平均+……+日曜日平均) ÷ 7

行動者数

調査日に当該行動をした人の数。

行動者率

行動者数 ÷ 人口 × 100 (%)

1年間の生活行動に関する事項

この調査では、過去1年間における自由時間等における活動のうち、「インターネットの利用」、「学習・研究」、「趣味・娯楽」、「ボランティア活動」及び「旅行・行楽」について、過去1年間(平成17年10月20日～18年10月19日)に、それぞれの種類別に活動を行ったか否か、行った場合には、活動頻度や目的などを調査した。

行動者数

過去1年間に該当する種類の活動を行った人の数。

行動者率

行動者数 ÷ 人口 × 100 (%)

平均行動日数

行動者について平均した過去1年間の行動日数。

インターネットの利用

仕事や学校などで利用したものは除き、自由時間等の中で行うインターネットの利用で、パソコンのほか携帯電話・PHSのによる利用も含む。

学習・研究

個人の自由時間の中で行う学習や研究で、社会人が仕事として行うものや、学生が学業として行うものは除く。

スポーツ

個人の自由時間の中で行うスポーツをいう。学生が体育の授業で行うものやスポーツ選手が職業として行うものを除く。野球やソフトボールなど22種類に区分されている。

趣味・娯楽

個人の自由時間の中で行うものをいう。スポーツ観覧や美術鑑賞など34種類に区分されている。

ボランティア活動

報酬を目的としないで自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のために行う活動をいう。健康や医療サービスに関係した活動、高齢者を対象とした活動など11種類に区分されている。

旅行・行楽

仕事や学業などを含めた旅行・行楽を対象としている。

旅行とは、1泊2日以上にわたって行うすべての旅行をいう。行楽とは、日常生活圏を離れて宿泊を伴わず半日以上かけて行うものをいう。

利用上の注意

- 1 生活行動に関しては、「学習・研究」、「スポーツ」及び「趣味・娯楽」の一部の種類については、調査票の設計等の観点から、前回との比較の困難なものがある。また、平成13年調査から「インターネットの利用」が調査項目として加えられた。
- 2 集計結果において、1日の活動時間数は一人1日当たりの平均時間数として算出されている。
また、平均時間数は、該当する種類の行動をしなかつた者を含む全員についての「総平均」と該当する種類の行動をした者のみについての「行動者平均」とがあるが、この概要では「総平均」の数値を記載している。
- 3 この概要では、1日の行動時間数は、「週全体平均」時間数を記載している。なお、「平日」、「土曜日」、「日曜日」の曜日別平均も別に公表されているので、あわせて参照されたい。
- 4 統計表中の記号は、次のとおり用いている。

「…」	_____	当該項目の属性を持つ調査客体がいなかつた箇所
「-」	_____	理論上あり得ない箇所及び行動者がいなかつた箇所
「0」、「0.0」	_____	表章単位未満の箇所
- 5 この概要是、総務省統計局が公表した集計結果に基づいて、福島県が独自に集計し、編集したものである。
- 6 本書から抜粋、又は新たに資料を作成して利用される場合は、「福島県情報統計領域統計調査グループ編 平成18年社会生活基本調査結果の概要から抜粋(又は作成)」と御記入ください。
- 7 本稿に関するお問い合わせは、下記に御連絡ください。

福島県企画調整部 情報統計領域統計調査グループ 〒 960-8670 福島市杉妻町2番16号 TEL(直通) 024-521-7147 FAX 024-521-7914
--